補章１　「金融アセスメント法」制定運動と研究センター

１．「金融アセスメント法」制定運動のうねり

100万名超の署名，1,000を超える地方議会での採択――「金融アセスメント法」（正しくは「地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律案」）制定運動は，中小企業家同友会の経営改善の取り組みの歴史のなかでも特筆すべき大運動となった。

バブル崩壊後に中小企業を苦しめていた貸し渋り問題をいち早く提起し，「国民と中小企業・地域にやさしい金融システムの確立」を求めた同友会の運動が「金融アセスメント法」という具体的な提案として形づくられ，その制定運動が上記のような一大ムーブメントとなった背景には，会員企業・各地同友会の努力はもとより，立教大学名誉教授・研究センター顧問の山口義行をはじめとする研究センター（委員）の活動があった。本章では，「金融アセスメント法」制定運動と研究センターとのかかわりについて，とりわけその運動がはじまる1990年代後半から一定の成果を収めて運動が落ち着きを見せる2000年初頭までを中心に論じる。

（１）1990年代末，一挙に高まった資金借入難度

なぜ「金融アセスメント法」制定のための運動が必要であったのか。まずは1990年代に中小企業が直面した金融問題について概観しよう。

1990年代半ばに日本経済が経験していた景気の浮揚感は，1997年に転換点を迎えた。消費税の引き上げによる個人消費の落ち込みに加え，大手金融機関の破たんを契機として本格化する金融危機がこれに追い打ちをかけたからであった。1998年４月に，金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ることを目的とする早期是正措置が発動されると，金融機関は不良債権の処理にいっそう勤しむようになり，経営健全化に邁進せざるを得なくなった金融機関の中小企業への融資姿勢が厳格化。とくに大都市部ではいわゆる貸し渋り現象が顕著になった。DOR からこれを確認してみよう。

図表補１－１－１にみられるように，1990年代前半に厳しい環境にあった資金繰り DI は徐々に緩和され，それとともに長短資金の借入難度 DI は容易化が進んでいった。ところが，1995年以降，借入難度 DI は下げ止まり，資金繰り DI も1996年半ばをピークとして窮屈感が増しつつあったところに，冒頭の消費増税・金融危機による景気後退が訪れると，借入難度は長短資金とも一挙に難度が高まり，1997年後半には DI 値は「困難」超過へ転じた。バブル崩壊以降，金融機関による融資姿勢の厳格化によって中小企業は苦しんでいたが，1997年半ば以降，金融機関が融資態度を必要以上に萎縮させ，健全な中小企業等にも必要な資金供給をしない貸し渋り，あるいは融資を積極的に回収する貸しはがしが猛威を振るった。1990年代末，中小企業にとって資金調達が困難な新しい段階に入ったのである[1)]。

（２）同友会による「金融アセスメント法」制定運動

以上のような中小企業をめぐる金融環境の変化のなかで，東京同友会は特別シンポジウム「どうなっているの銀行？」（1997年10月），大阪同友会もシンポジウム「ナニワ金融シンポ」（1998年２月）を開催した。これらのシンポジウムは，中小企業の置かれた深刻な状況を伝え，国・地

図表補１－１－１　資金繰り DI・短期資金の借入難度 DI· 長期資金の借入難度 DI の推移

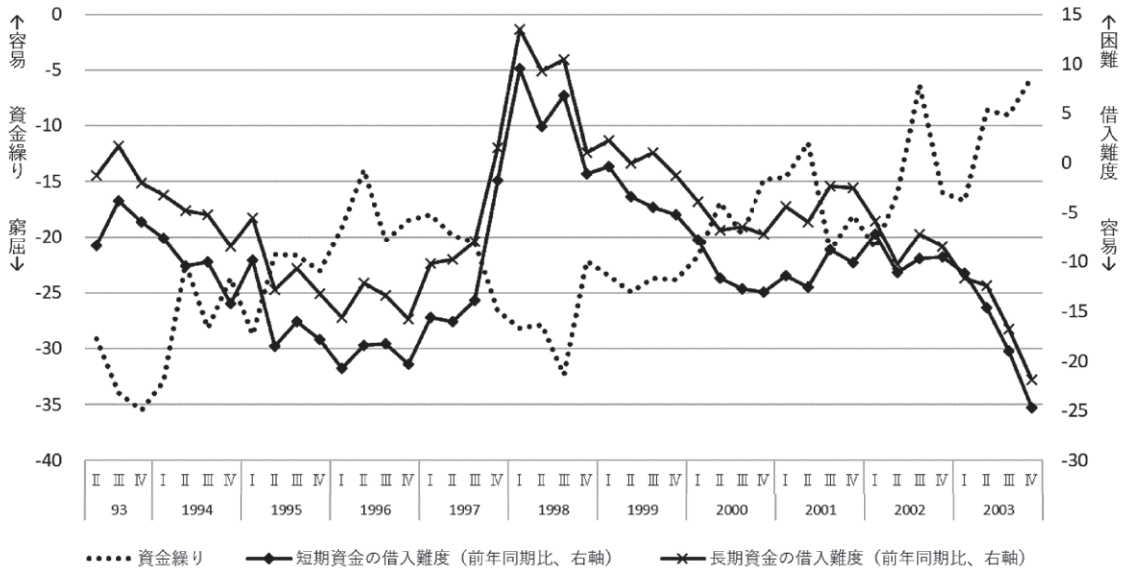

出所：「DOR」データより作成。

方自治体による政策と企業自身の防衛の両面から金融対策が急務であることを会の内外に訴える嚆矢となった。また各地同友会も金融調査，行政当局や金融機関などへの申し入れ，懇談あるいは金融セミナーの実施など，中小企業をめぐる金融が悪化している実情を広く社会に発信した。

中小企業家同友会全国協議会（以下，中同協）も金融問題の解決とともに，地域と中小企業を活性化させる方策の模索を続けた。その画期となったのが2000年である。中同協では４月から「金融システム検討会議」（2001年１月より「金融アセスメント法推進会議」へ改称）が開かれるようになり，７月の中同協第33回定時総会「総会宣言」では「地域と中小企業への円滑な資金供給を可能にし，それに協力しようとする金融機関との共存共栄をめざす金融アセスメント法の実現に向けて，会内はもとより，広く社会的世論を喚起しながら力強く運動を進める」ことが謳われた。この総会決議を受けて翌年の中同協・常任幹事会で「金融アセスメント法」骨子が承認され，会員の理解拡大と国会請願署名活動に取り組むことを全同友会に呼びかけるなど，法案の制定に向けた運動を本格化させたのである。2002年には70万名分の署名をもって第１回の国会請願，2003年３月には100万名分の署名をもって第２次国会請願を行い，大きな反響を生んだ。また，地方議会での金融アセスメント法制定の国への意見書採択にも取り組み，2007年３月にその数は1009議会での採択に到達するなど，大きなうねりを生み出したのである[2)]。

２．同友会の「学び」と「金融アセスメント法案」

『中同協50年史』にも記されているように，上記のような大きな運動の核心である「金融アセスメント」は，研究センター委員であった山口義行・立教大学助教授（当時）が提起していた「金融アセスメント法案」に着想を得るものであった。では，同友会の提起した法案の起源となる山口はどのような現状認識・分析のもとに「金融アセスメント法案」を提起したのだろうか。またどのような形でこれが同友会での運

動と結びついていったのであろうか。これらの点について確認してみよう。

（1）「金融アセスメント法」の提起

山口は『研究センターレポート　第11集』（2000年２月）で1990年代末の中小企業をめぐる金融環境と運動の必要性を次のように述べている。

第１に，不良債権処理や早期是正措置の発動，金融機関再編が進む中で，金融行政が「金融機関経営の健全性」に傾斜しすぎ，それゆえ信用リスクの高い中小企業向け融資に対して「腰引け」状態になっていた。こうした異常事態のなかで第２に，これまでの銀行のあり方，銀行の姿勢，金融の取引慣行――担保主義，「個人保証」や「連帯保証」――が時代にそぐわなくなっていた。すなわち，「経営の健全性」という視点からだけで銀行が評価され，それゆえ銀行もまた融資先の選別化や貸し渋りによって健全性を強化してきたために，円滑な資金供給が阻害されてきたという現状分析である。こうした状況を突破するためには，単独の努力だけでは限界があり，中小企業の経営者が連帯して声を上げる必要がある。しかし，これまでの同友会の政策要望が地方自治体や国であったのに対し，金融問題の肝は金融システムのおかしさにある。「弱者救済のため」とか単なるセーフティネットということでなく，日本型の健全な金融市場，中小企業者として円滑な金融取引を保障するためにどのような新しい金融システムが必要なのか，これを考え，運動を進めなければならない。

ではどうするか。山口が提起したのは，これまで「経営の健全性」という視点からだけで評価してきた銀行を，一方では地域に対して円滑な資金供給をしているかどうか，他方では利用者の利便性に貢献しているかどうかという視点から評価するという考え方であり，あわせてこの評価を規定した法律を作る必要があるというものであった[3]。その発想はアメリカの地域再投資法（CRA）をヒントにしたものであったが，「金融機関経営の健全性を調査し，公表していくというだけでなく，金融機関の社会的役割を考慮に入れたより総合的な調査を行って，各金融機関に対する評価・格付けを行い，それを国民に向けて公表していくことを，監督官庁に義務づけるという制度」[4]を通じて，円滑な資金循環，地域内資金循環が形成される新しい金融システムの構築を目指したのである。

（2）同友会の「学び」

以上のような現状認識とそれにもとづく提案を行っていた山口とともに，直面する金融問題解決のために積極的な取り組みを行い，「金融アセスメント法」制定運動のけん引役となったのが愛知同友会，福岡同友会であった。

山口は自身が主宰する株式会社中小企業サポートネットワーク（通称：スモールサン）のホームページの会員向け文書で次のように回顧している[5]。

> 1998年の暮れも押し詰まった頃，アントレ会（愛知の若手経営者20名ほどとともに定期的に行っていた勉強会の名称。代表は木全哲也）と称する定期的な勉強会のメンバーからこんな電話をもらった――「私たちの方から，何か政策を提案するようなことができませんかね」。ただ愚痴を言っているだけでなく，中小企業経営者の側から問題解決につながるような政策を提案していくべきではないかという声があがってきたのである。

ここで紹介される木全も定時総会の分科会において「もともと金融アセスメント法提案の発端は愛知同友会だといわれています。若手会員中心に提唱者である山口教授と共に，まだ金融アセスメント法という名称も決まっていない頃から勉強会を行っていました」[6]と述べ，山口とともに愛知から金融問題解決のための勉強会にいち早く取り組んでいた旨を語っている。

他方，福岡同友会は「1999年5月の役員研修会において山口先生より金融情勢に危機的な情勢がある旨の問題提起を受けました……６月我々が立ち上がらなければという思いから早速，理事会にて金融アセスメント法制定に向けての取り組みの承認を受け」[7]て運動を始めたと説明されている。

こうして福岡同友会もまた，愛知とともに他地域に先駆けて運動を本格化させた。金融環境が刻一刻と深刻化していくなかにあって「自らが行動しなければならない」と考えた愛知，福岡の同友会が山口から「学び」そして行動を起こし始めたのである。

すでに述べたように，このような各地同友会の取り組みと並行して中同協は，「金融システム検討会議」を開催するが，その第１回会議はまた山口の報告を受けることから始まっている。「金融システム検討会議」は2001年より「金融アセスメント法推進会議」と改められ，文字通り「金融アセスメント法」実現運動のセンターと位置付けて議論を重ねるとともに，金融問題についての全国的な学習活動の強化を呼びかけてきた。とはいえ，金融問題の現われ方は全国一律ではなく，地域によってかなり差があるため，全国の運動を進める上でも取り組み方に強弱が生じることは避けられない。それだけに，金融問題についての学習を進め，運動をリードしてきた愛知，福岡同友会の役割は重要なものであったといえよう。

（３）「金融アセスメント法」の考え方

このように「金融アセスメント法」制定運動に繋がる同友会での「学び」には山口が重要な役割を果たしていた。山口の提起する「金融アセスメント法案」と中同協のそれはほぼ同様のものであるが，しかし幾分の違いを持っている。「金融アセスメント法案」の中身について確認しながら，その相違の意味について考えていこう。

すでに述べた現状認識をもつ山口によると，中小企業経営者は「システム上の問題」として３つの問題や不安を抱えていると述べている。第１に，銀行業務の「公共性」に関する法的規定が，これまできわめて曖昧であったという問題。第２に，銀行と借り手との間でなされる取引上の慣行が，これまで中小企業に著しく不利であったという問題。第３に，これまでの金融行政が官僚による裁量的な指導に極度に依存してきたために，金融システムの利用者たちに「もの申す」機会がまったく与えられてこなかったという問題である。それゆえ新しい金融システム構築にあたっては，①銀行業務の公共性が確保されているかどうかの具体的確認，②企業の「社会性・公共性」の確立，③交渉力の乏しい利用者にとって著しく不利な金融慣行の是正，④官僚裁量型金融行政を是正し，利用者参加型行政システムへの転換がなされなければならないと主張したのである。

他方，同友会が提起した金融アセスメント法とは，個々の金融機関の経営実態を「地域への円滑な資金供給」や「利用者利便」の観点から公的機関が評価・情報公開し，より望ましい形で金融取引を行っている金融機関を評価することによって，円滑な金融の実現，問題ある金融慣行の是正，望ましい取引ルールの確立を促そうというものである。こうしてつくられる新しい金融システムは，①金融機関の公共性を維持し，徹底させること，②金融機関と借り手の取引慣行の歪みを是正すること，③裁量型金融行政から利用者参加型金融行政への転換という３つの柱をもつ[8]。

以上にみられるように，両者ともはじめにその特殊性ゆえに社会として望ましい分野に融資を実行していく「義務」をもつ預金取扱金融機関に対し，「金融の円滑化」という公共性[9]を確認させることを掲げている。もちろん，健全性を求める金融行政ゆえにその使命の実現を拒まれている金融機関もあろう。それゆえ，健全性のみならず，地域・利用者に貢献し，選ばれる金融機関であるのか否かも金融機関の評価基

準に加えるという提案がなされるのも自然である。すなわち利用者の評価が金融機関の評価に加わるという「利用者参加型行政」が提案されるのである。その際，交渉力に乏しい利用者の利便性を高め，著しく不利な取引が行われないような関係性の確立を掲げている点もまた当該期のみならず，長い中小企業金融の課題解決のために重要な要素であるといえよう。

異なるのは，山口が“企業の「社会性・公共性」の確立”を掲げている点である。この意味は，社会的存在の会社と私的な存在の経営者の間に適切な距離を置き公私混同を避けるというものである。山口は広く中小企業に対して金融機関に求めるばかりでなく，求める以上，中小企業もまた自身を律しなければならないことを示している。対して同友会提案にこれがないのは，会員企業であればこうした企業の「社会性・公共性」は理解されているとの前提があるからであろう。ここに同友会としての自負をみることができるではなかろうか。

３．研究センターによる中小企業を取り巻く金融環境の分析

さて，当該期に中小企業がおかれた深刻な状況を数字の面から浮き彫りにし，それゆえ「金融アセスメント法」が必要であることの根拠となったのは，1990年代末から2000年代初頭に行われた各地同友会および中同協によるアンケート調査であった。アンケートの実施と実態の把握は，政策形成ルートの確立に向けて，重要な補強材料になってきた。

しかし，数字はそれ自身としては意味を語らない。調査結果の数字の背後には何があるのか，その意味は何か――調査結果である数字を活き活きとしたものに変え，中小企業がおかれた実態を会の内外に示したのが研究センター委員による分析であった。各委員は，こうした調査の解説，分析，そしてそれを公表することによって，また自らの専門研究成果を『企業環境研究年報』などに寄稿することを通じて「金融アセスメント法」制定運動を支えてきたのである（**図表補１－１－２**）。ここまで「金融アセスメント法」制定運動を山口とのかかわりのなかでみてきたが，ここからは山口も含むセンター委員が担ってきた代表的な調査の分析とそれに基づく提言とを見ていこう。

（１）1999年の「金融問題特別調査」

1997年を契機に中小企業を取り巻く金融環境が深刻化していくことが声高に叫ばれるようになると，そうした声を形にするために中同協は1999年に「金融問題特別調査」[10] を実施した。この調査結果について３名の委員がそれぞれの視点から分析を行い，多面的に中小企業の直面する深刻な事態をつまびらかにしている。

例えば菊地（1999）は，DOR の調査対象となっている企業とそれ以外の企業の回答の特徴や相違点を軸に議論を展開した[11]。DOR の回答企業や地域ごとの特性がその他企業と比較され，明らかになることによって，DOR の特性が浮き彫りになるとともに，そこでは明らかにされない会員企業の抱える金融問題を浮かび上がらせることが可能になった。また山口（1999）は，中小企業がおかれた金融環境の課題を調査の結果と結び付けながらより明快に描き出すとともに，「今回の調査結果を公表した『中小企業家しんぶん』（1999年10月25日付）にも，『当面の金融問題を解決する視点と中小企業に優しい金融システムづくりを結びつけた取り組みがもとめられている』とする記述があるものの，どのようにしてそうした金融システムを構築していけばよいのか，その方法論については残念ながら示されていない」（125ページ）として，金融問題解決の一助として当時すでに自らが提唱していた「金融アセスメント」についての考え方を論じている[12]。

さらに阿部（1999）は，より広範な課題，すなわち金融行政や，金融取引慣行の改革・是正の方向性を探ろうとする意図からこの調査結果についての分析を行った[13]。折しも1999年秋の

図表補１－１－２　金融関連調査と同友会・研究センターの動き

		調査	同友会の動き	研究センターおよびセンター委員のかかわり
1998年	2月			『研究センターレポート　第9集』
	9月			「激動の金融と中小企業経営」において山口義行氏が対談（「中小企業家しんぶん」9月25日号）
1999年	8月	「金融問題調査」		
	11月			櫻田照雄「日本の中小企業金融に求められるもの」『企業環境研究年報』第4号 菊地進「特別信用保証後の中小企業の金融問題--99年金融問題調査におけるDORの位置」『企業環境研究年報』第4号 阿部 克己「不安定要因が累増する中小企業の金融環境--1999年「中同協・金融問題調査」結果から」『企業環境研究年報』第４号 山口義行「中小企業金融の現状と「金融アセスメント」制度--「中小企業家同友会金融問題特別調査」によせて」『企業環境研究年報』第4号
2000年	2月			『研究センターレポート　第11集』
	3月		常任幹事会にて「金融システム検討会議」の設置決定	
	4月			第一回金融システム検討会議　にて山口義行氏が報告（「金融アセスメント法制定をめぐる状況について」）
	5月		「2001年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言」において金融アセスメント制度の制定を提唱	
	7月		第32回定時総会　第16分科会（金融問題）で論議	
	11月			齊藤正「戦後日本における中小企業金融のあり方について--「護送船団行政」脱却論批判」『企業環境研究年報』第5号 平石裕一「銀行の社会的責任を考える」『企業環境研究年報』第5号
2001年	1月		幹事会で「検討会議」を「金融アセスメント法推進会議」に名称変更決定	
	1月		「金融問題に関する中小企業家の金融要望・提言」で国会要請行動	
	5月		第一回　金融アセス法推進会議	
	7月			第33回定時総会・第６分科会「『金融アセスメント法』の実現をめざして」において山口義行氏が報告・議論
	11月			阿部克己「金融機関と中小企業との「取引慣行」是正の意義--公正取引委員会「調査報告書」の公表に寄せて 」『企業環境研究年報』第6号
2002年	2月		第32回中小企業問題全国研究集会第17分科会「金融情勢はどうかわるか」で議論	『研究センターレポート　第13集』
	3月	オプション調査「企業倒産・金融環境悪化の影響」		
	4月			山口義行「企業倒産多発・金融環境悪化の影響」（「中小企業家しんぶん」4月15日号）
	7月		第34回定時総会　第15分科会（金融アセスメント制定運動の成果と課題）で議論	
	9月	オプション調査「金利引き上げ要請等」		
	11月			山口義行「広がる『金利引き上げ要請』」（「中小企業家しんぶん」11月5日号） 森田和正「日本の中小企業信用保証制度充実のために」『企業環境研究年報』第7号
				「金融再編の矛盾と金融アセス法　　山口義行氏にきく」（「中小企業家しんぶん」12月15日号）
2003年	2月		第11回金融アセス法推進会議にて,100万署名の達成が確認	
	7月		第35回定時総会「総会宣言」において金融アセス法制定運動の中間総括	
	11月			国吉昌晴「「金融アセスメント法」制定運動の軌跡--中間的総括試論」『企業環境研究年報』第8号

出所：筆者作成。

図表補１－１－３　中小企業に関わる主な金融政策

年	月	主な政策
2002年	10月	金融再生プログラム
2003年	3月	リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム
	6月	事務ガイドラインの改正
2004年	4月	「金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編」の再改訂
	12月	金融改革プログラム
2005年	3月	地域密着型金融の機能強化に関するアクションプログラム
2007年	8月	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正
2009年	12月	中小企業金融円滑化法
2010年	12月	金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン
2011年	5月	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正
2014年	9月	金融モニタリング基本方針
2015年	9月	金融行政方針
2016年	9月	「金融仲介機能のベンチマーク」を策定

出所：筆者作成。

臨時国会で中小企業基本法が改正されたことを受け，基本法における金融への取り組みにもそれを投影させながら，「金融システムを中小企業に優しいものへと転換させていく」必要性を説いたのであった。

（2）2002年に行われた２つのオプション調査

2002年にはDORの「オプション調査」を利用して２つの調査が行われている。

一つは「企業倒産・金融環境悪化の影響について」（2000年１～３月期調査で実施）である。この調査では経営者10人につき４人が取引先の債権回収を行えていないこと，2001年夏以降に金融機関の貸出態度が変化したことをはじめ，中小企業を取り巻く経営環境がますます不安定なものになりつつあることが明らかになった。山口は「現在金融機関は……貸し出しを増やしたからではなく，減らしたことで利益が発生する。……そんなメカニズムのもとにあることを経営者は十分に認識しているでしょうか。……経営環境はこれまでとは大きく変わりつつあります。何よりもまず，こうした時代の変化をしっかりと認識」することが，こうした不安定な時代のなかで経営者が行うべきことであるとしてその重要性を説いている[14]。

いま一つは「金利引き上げ要請等について」（2000年７～９月期調査で実施）である。この調査では，４社に１社について「金利引き上げ要請」があったこと，そしてそのうち６割の企業が納得できないままその要請を飲まざるをえなかったことが明らかにされた。中小企業の立場の弱さがここでも浮き彫りにされたわけである。この結果について山口は「ゼロ金利政策下にあって，……金融機関が利益を稼げる資金運用機会は著しく限られている。そういうなかで，収益力の向上を促す竹中大臣の方針〔金融機関に対して利益目標の設定とその達成を強く促す方針――飯島〕は，金融機関をして，いや応なしに中小企業に対する『金利引き上げ』へと走らせる」と金融機関による金利引き上げ要請増加の理由を解説し，金融行政の誤りとともに，「金融アセスメント法」制定運動の高まりやそれと併せて金融検査マニュアル是正の声をあげてきたことがマニュアルの弾力的運営を明文化しなければならないという結果に結びついたことを念頭におきつつ，「自社の経営改善に向けた粘り強い努力とともに，金融行政に変更を迫る力強くかつ幅広い」連帯を中小企業家に訴えたのである[15]。

４．「金融アセスメント法」制定運動を超えて

前掲**図表補１－１－１**にみられるように，1990年代末に厳しさを増した金融環境は2000年代に入って小康状態を取り戻した。上述のように中小企業を取り巻く環境は決して楽観視でき

るような状況になったわけではないが，これまで行われてきた「金融アセスメント法」制定運動はこの時期に至って転機を迎えたといってよかろう。この時期においても，そしてそれ以降も残念ながら「金融アセスメント法」は制定されていないが，「金融アセスメント法」制定運動の意味はどこにあったのだろうか[16]。それはその後の金融行政の変遷をたどることでみえてくる。

図表補１－１－３に見られるように，2003年以降，中小企業のかかわる代表的なものだけでも「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」（2003年），「地域密着型金融の機能強化に関するアクションプログラム」（2004年2月），金融危機対策の時期を挟んで「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正」（2011年）と金融機関の健全性だけでなく，“リレーションシップバンキング”，“中小企業の再生と地域経済の活性化”を軸に，中小企業との密接な連携を重視した金融行政が展開されるようになった。そして2014年の「金融モニタリング基本方針」では「事業性評価」が強調されるとともに，2016年には金融機関の取り組みを自己評価し，それを通じて取引先企業の成長や地域経済の活性化につなげていくことを目的にした「金融仲介機能のベンチマーク」が公表されるなど，同友会が「金融アセスメント法」制定運動で提言してきた内容と重なる方針が出されている。同友会の目指してきた新しい金融システムの在り方は着実に金融行政に反映されつつあるといってよかろう。

こうした流れに棹をさすために中小企業の経営者は，根拠を持って自分の言葉で経営状態を金融機関に説明できる力をつけていくことが求められる。他方，研究センターもまた，DORが有する一種の「シンクタンク」として，自らの専門性を通じた精度の高い状況分析とそれに基づく政策提案を行っていく力を組織として培っていかなければならない。

（飯島寛之・立教大学経済学部准教授）

注

1）大企業と中小企業に対する金融機関の貸出態度に相違はあったのだろうか。DORを利用するという本稿の主旨からは外れるが，重要な点であるため日本銀行の「短観」の結果を簡単に紹介しておこう。これによると，1990年に大企業・中小企業いずれに対しても金融機関の貸出態度DIは急激に厳しくなったが，大企業に対する貸出態度の厳格化がかなり厳しいものであったのに対し，中小企業に対するそれは軽微なものであった。一方，1990年代末にも企業規模を問わずに金融機関の貸出態度は厳格化しているが，1990年代前半とは反対に，大企業向けに比較して中小企業に対する貸出態度がかなり厳格化し，それ以降も一貫して厳しい状況が続いたという相違がみられる。

2）各地同友会および中同協の「金融アセスメント法」制定の運動については，国吉昌晴（2003）「『金融アセスメント法』制定運動の軌跡――中間的総括試論――」『企業環境研究年報』No.8および中小企業家同友会編（2019）『中同協50年史』第7章第3節を参照されたい。

3）山口はまた，中同協第33回定時総会（2001年）第６分科会「『金融アセスメント法』の実現をめざして」においても，金融機関の経営の健全性を最優先とするシステムの下では，たとえば中小企業が苦しくなった時，地元の金融機関が支えようと思ってもそのこと自体がいけないことのような風土・金融環境を醸成し，逆に縁を切るように動かざるをえない。中小企業の社会的役割や地域の企業を育てていくという役割が評価されず自己資本比率だけで評価されるシステムを両輪で動くようにどのように変えていくかが金融アセスメント法の第一の条件であるとの旨を説明している（中同協『第33回定時総会』2001年７月，58ページ）。

4）山口義行「中小企業金融の現状と「金融アセスメント」制度 ――「中小企業家同友会金融問題特別調査」によせて」『企業環境研究年報』第４号，1999年，126ページ。

5）「金融アセスメント法，再論！（１）」『スモールサンニュース』2009年９月号。

6）中同協『第34回定時総会』（2002年７月）第15分科会「『金融アセスメント法』制定運動の成果と展望」145ページ。

7）中同協『第33回定時総会』（2001年７月）第６分科会「『金融アセスメント法』の実現をめざして」59ページ。

8）中小企業家同友会全国協議会作成の金融アセスメント法解説パンフレット「地域と中小企業の繁栄をめざす“金融アセスメント法”を成立させましょう」による。

9）それ以外にも銀行業務の公共性については，銀行法において「預金者の保護」「信用秩序の維持」が規定されている。

10）「金融問題特別調査」は1999年８月20日から９月

５日まで実施された。同調査は，DOR の調査対象企業を調査の軸に据えながらも，各地同友会の協力を得て DOR の調査対象企業以外の同友会会員企業にも広く調査を依頼し，回答企業数が3270社（うち DOR の調査対象企業以外の企業が2400社）にのぼる全国調査としてはこれまで最高の回答数を得た大規模調査であった。

11）菊地進「特別信用保証後の中小企業の金融問題――99年金融問題調査における DOR の位置」『企業環境研究年報』第４号，1999年。

12）山口義行「中小企業金融の現状と「金融アセスメント」制度 ――「中小企業家同友会金融問題特別調査」によせて」『企業環境研究年報』第４号，1999年。

13）阿部克己「不安定要因が累増する中小企業の金融環境―1999年「中同協･金融問題調査」結果から」『企業環境研究年報』第４号，1999年。

14）山口義行「企業倒産多発・金融環境悪化の影響」『中小企業家しんぶん』2002年５月15日号。

15）山口義行「広がる『金利引き上げ要請』」『中小企業家しんぶん』2002年11月５日号。

16）前掲，国吉（2003）は「金融アセスメント法」制定運動の中間的成果として，金融政策に大きく反映されたこと，地域における同友会の存在感の高まりなど５つをとりあげている。